

工事請負契約に係る最低制限価格の算定基準

- 1 この算定基準は、競争入札により工事（設計金額が26億3千万円未満のものに限る。）の請負契約を締結しようとする場合において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項の規定により最低制限価格を設定する場合の基準を定めるものとする。
- 2 最低制限価格は、次項の規定により算出した最低制限基準額を基礎として市長が定めるものとする。
- 3 最低制限基準額は、次に掲げる額の合計に100分の105を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の9を乗じた額とし、予定価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に10分の7を乗じて得た額とする。
 - ア 直接工事費に10分の9.5を乗じて得た額
 - イ 共通仮設費に10分の9を乗じて得た額
 - ウ 現場管理費に10分の7を乗じて得た額
 - エ 一般管理費等に10分の3を乗じて得た額
- 4 前項に定める最低制限基準額の算定は、直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の千円に満たない額を切り捨てた額をもって行うものとする。

附 則

この基準は、平成17年2月1日から施行し、同日以降に行う開札から適用する。

附 則

この基準は、平成17年6月3日から施行し、同日以降に行う開札から適用する。

附 則（平成19年4月25日告示第226号）

この基準は、告示の日から施行する。

附 則

この基準は、平成20年4月1日から施行し、一般競争入札にあっては、同日以降に公告をするもの、指名競争入札にあっては、同日以降に指名をするものについて適用する。

附 則

この基準は、平成21年9月1日から施行し、一般競争入札にあっては、同日以降に公告をするもの、指名競争入札にあっては、同日以降に指名をするものについて適用する。